

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和元年度第1回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和元年8月2日（金）14：00～16：00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 6名/7名中	品川ひろみ、内山真理子、菊地秀一、前田元照、三井有希子、山田暁子 (敬称略)
傍聴者数	2名

※以下内容については、重複した言葉遣いや、明らかな言い直しや誤りがあったものなどを整理した上で作成しています。

議事	概要
1. 利用定員の設定について	<p>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</p> <p>本日の会議では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用定員の設定」 ・「保育所（新設）の整備計画及び認可」 ・「小規模保育事業所（新設）の整備計画及び認可」 ・「事業所内保育事業の整備計画及び認可」 <p>に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、整備計画の承認と認可については、非公開で審議することとし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料1-1「利用定員の設定について」を用いて説明</p> <p>資料1は、この後に整備計画を審議いただく、保育所5件、小規模保育事業A型15件及び事業所内保育事業1件の利用定員の設定である。</p> <p>1ページ目の資料1-1が利用定員の案で、保育所は2・3号260人、小規模保育事業A型は3号278人、事業所内保育事業は3号5人、合計で543人の利用定員を設定する案となっている。</p> <p>○資料1-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明</p> <p>2ページ目の資料1-2の需給計画の進捗状況について、資料1-1で新たに設定する利用定員をはじめとして、本日審議いただく案件について、原案のとおり利用定員を設定した結果、本市の教育・保育の需給状況がどのようになるのかを示している。</p> <p>表の見方について、左から、令和元年度当初の認可保育所等の定員を供給量（A）として、中ほどに、令和元年度中に決定する供給量について確保策ごとの増加数、令和2年度当初に見込まれる供給量を供給量（C）として示している。</p>

確保量の欄「③企業主導型保育事業・幼稚園一時預かり」については、企業主導型保育事業は内閣府から今年度の整備量の詳細が示されておらず、一時預かり事業も来年度以降に拡大する数について現時点で未定であることから、斜線としている。

右から5列目の計画達成状況(E)欄が、現需給計画の目標達成年度である令和2年4月時点での事業計画に対する達成状況、右から3列目の需給状況(G)欄が同じく現需給計画での想定ニーズ量(D)に対しての進捗状況を示している。

札幌市全体の量としてはおおむね事業計画を達成しているところだが、区ごとの状況では一部充足していないため、区間調整を行った結果を一番右側の区間調整後需給状況(I)で示している。

○資料1-3「需給計画の進捗状況について<ニーズ調査後の需給状況>」を用いて説明

3ページ目の資料1-3でも需給計画の進捗状況を示しているが、これは参考値として、7月9日の子ども・子育て会議で示した、来年度改定の次期計画における想定ニーズ量と比較したものである。

一番右の需給状況(E)が次期計画のスタート時点である、令和2年4月時点でのニーズ量と供給量の比較である。

次期計画に向けたニーズ量の調査で保育ニーズが拡大していることに伴い、より多くの区で供給量不足の区分があり、特に2号保育では全市的に供給量の不足が見込まれるため、次期計画においても供給量の拡大が求められる。

供給量の具体的確保策は、9月以降開催予定の子ども・子育て会議でお示したい。

【意見・質問なし】

上記の説明の後、提示した保育所等の利用定員の設定は、認可の承認を前提として承認された。

【事務局説明】

○資料2「保育所(新設)の整備計画及び認可」を用いて説明

資料2-1の審査案件一覧について、今回審議いただく案件は5件で、いずれも賃貸物件を活用した補助整備となっている。なお、今回の募集では6件のエントリーがあったが1件取り下げとなった。

1番の「新川ひまわり保育園」は、北区北28条西14丁目にANYDS株式会社が整備する定員60人の保育所で、新築の建物の1、2階を賃貸する計画。

2番の「栄南保育園」は、東区北34条東23丁目に社会福祉法人楽城会が整備する定員40人の保育所で、新築の建物の1、2階を賃貸する計画。

3番の「にこまるえん白石」は、白石区東札幌2条5丁目に一般社団法人にこまるえんが整備する定員40人の保育所で、10階建の建物の1階を賃貸する計画。

4番の「きゃんばす平岸保育園」は、豊平区平岸6条14丁目に株式会社ナーサリ

2. 保育所
(新設)の
整備計画及
び認可につ
いて

ープラットフォームが整備する定員 80 人の保育所で、新築 3 階建ての建物を賃貸する計画。

5 番の「手稲富丘保育園」は、手稲区富丘 2 条 2 丁目に株式会社共通運輸が整備する定員 40 人の保育所で、3 階建ての建物を賃貸する計画。

これら 5 件の整備による定員増は 260 人を見込んでいる。

資料 2-2 について、こちらは、項目別に審査基準を満たすかを記載しているもので、いずれの施設も「適」と判断しているため、それぞれの施設の主なポイントを説明する。

1 番の「新川ひまわり保育園」について、屋上園庭を 192.2 m²確保する計画。保育室等は 1、2 階に設置する。保育室を 2 階以上に設置する場合、安全面から様々な上乗せ基準が設けられているが、建物は耐火建築物であり、通常使用する階段に加えて屋外階段が設置されており、転落防止設備も設置するなど、いずれも基準を満たす計画となっている。資金計画では、施設整備費、年間事業費の 1/12、年間賃借料として必要な額を、預金残高、補助金で確保していることを確認しており、収支状況や債務状況についても問題ない。なお、当該法人は札幌市内で小規模型保育事業所 2 園を運営している。

2 番「栄南保育園」について、屋外遊技場は一部を屋上園庭で確保する計画。保育室等は 1、2 階に設置となる。安全面について建物は耐火建築物であり、屋外階段の設置、転落防止設備も設置するなど、いずれも基準を満たす計画となっている。資金計画は、必要な資金について預金残高、補助金及び借入金で賄う計画で、収支状況・債務状況とも問題ない。当該法人は、宮城県管轄の社会福祉法人であり、宮城県多賀城市で認可保育所 1 園を運営している。

3 番「にこまるえん白石」について、休日保育を実施する予定。屋外遊技場については、近隣の東札幌やまびこ公園を代替園庭とする計画。保育室等は 1 階に設置するため特別な避難経路は必要ない。資金計画は、必要な資金について、預金残高、補助金及び借入金で賄う計画で、収支状況・債務状況とも問題ない。当該法人は、系列園としては市内に小規模保育事業所 2 園を運営している。

4 番の「きゃんばす平岸保育園」について、屋外遊技場は、一部は屋上園庭で地上園庭と合計で 248.23 m²を確保する計画。保育室等は 1、2 階に設置となる。建物は耐火建築物であり、屋外階段、転落防止設備を設置するなど、基準を満たす計画となっている。資金計画は、必要資金について、預金残高、補助金で賄う計画で、収支状況・債務状況とも問題ない。系列園として市外に認可保育所 4 園、その他市内 2 園を含めて企業主導型保育事業所 4 園を運営している。

5 番の「手稲富丘保育園」について、屋外遊技場は敷地内に 171.21 m²確保する計画。保育室等は 1、2 階に設置となるが、安全面については基準を満たす計画となっている。資金計画は、必要資金について、預金残高、補助金で賄う計画で、収支状況・債務状況とも問題ない。系列園としては、整備予定地の近くに小規模保育事業所を 1 園運営している。

以上、5件の計画については、いずれも審査基準を満たしていることから、総合評価を「適」と判断しているもの。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○今回はいずれも賃貸ということだが、新築の建物の所有者は運営法人と関係ある者なのか。建物の屋外階段などは最初から設置されているものなのか。また、新築で屋上園庭を設置する物件はあらかじめ保育所に建築されたものなのか。

→建物の所有者は、1番は運営法人とは関連のない法人だが、2、4番は系列の法人から賃貸する計画。屋外階段は元々設置されている物件もあるが、所有者と相談のうえ補助の対象経費として設置することも可能。また、1番の建物は保育所専用の新築される物件で、所有者と相談し屋上園庭を整備する予定となっている。

○5番の法人は、もともと運輸業が本業かと思われるが、他業種から保育事業に参入するケースは増えているのか。

→今回の法人に限らず、他業種からの相談もお受けしているところ。

○施設長や保育士について、特に本州で施設を運営している法人などは同一法人の系列施設から異動させるのか、それとも新たに採用するのかなどを把握しているか。

→1番は施設長を市内の同一法人の小規模保育事業所から異動の予定。2番は施設長として、認可保育所での勤務経験がある保育士を札幌市で新規雇用予定。3番は、市内の同一法人の小規模保育事業所から保育士を異動して、施設長に就任予定。4番は同一法人の認可保育所はすべて道外のため、市内の小規模保育事業所から保育士を異動する予定。5番は市内の同一法人の小規模保育事業所から保育士2名を異動の予定。

○小規模保育事業の経験があつたとしても、保育所とは保育内容が違うことが多い。札幌市からのアドバイス、指導については、どのように考えているか。

→園とはこれから開所に向けての準備の中で認可基準を満たすようにやり取りしていくことになる。また本日の部会でご指摘いただいた部分などは十分注意するよう話していく。

○各園とも保育士をこれから採用する予定となっているが、既存園でも保育士の採用は難しいのが現状だが問題ないのか。

→最終的には各事業者の努力で保育士を採用することになってしまうが、間違いなく職員を確保できるように注視していきたいと考えている。

○園長職は十数年経験があっても大変なものだが、小規模保育事業で数年の経験だけではより大変だと考える。過去に開園にあたって経験が浅いことでトラブルになったような事例はあるか。

→職員確保の面で、最終的には確保したものの、途中思うように職員採用が進められない。といった事例はあった。

○新規開設した保育所でも、経験豊富な既存の保育所のような保育ができるよう、どのように保育の質を確保していくのかを札幌市として考えていくようお願いしたい。

→認可にあたって、設備や安全面等に関しては、園が困らないように指導を行う。また、研修なども通じて一つ一つ向上していくようにしたい。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

【事務局説明】

○報告事項 整備計画の遅れについて

※ 配布資料なし

保育所の関係で、今年2月26日の認可・確認部会において、ご審議いただいた2つの整備について報告事項がある。

一つ目は白石区の「まこと保育所」の増改築整備について。

当初の計画では、老朽化した定員80人の既存施設を取り壊し、定員110人の施設に建て替えるもので、新園舎は令和2年4月の供用開始を予定していた。

既存園舎の解体設計を進める中で、建材にアスベストが含まれていることが判明したことで解体工事に時間を要することから、新園舎の供用開始が令和2年10月に変更になる。

なお、建材に含まれるアスベストは飛散性が低く、施設の通常使用にあたっては飛ばない形状になっているため、特段の措置は必要ない。解体時は放水や覆いなど飛散を防止しながら作業を行うため工期がかかるもの。

二つ目は豊平区にある「札幌愛隣館東山保育園」の増改築整備について。

当初の計画では、老朽化した定員120人の既存施設を取り壊し、定員150人の施設に建て替えるもので、新園舎は令和2年4月の供用開始を予定していたところ。

こちらについても、建材にアスベストが含まれていることが判明したことと、仮園舎の用地の賃貸借契約に期間を要したことから、新園舎の供用開始が令和2年10月に変更となるもの。

<p>3. 小規模保育事業（新設）の整備計画及び認可について</p>	<p>【事務局説明】</p> <p>○資料3「小規模保育事業（新設）の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>資料3-1の審査案件一覧について、今回の審議案件は15件で、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、清田区、南区、手稲区の8区から応募があった。</p> <p>15件の整備により定員の増加数は278人分となる。</p> <p>なお、当初21件のエントリーがあったが、物件や資金要件が基準を満たさないなどの理由により、6件が取り下げとなった。</p> <p>整備区分としては、13番の「ふれ愛澄川南保育園」のみが新築整備となり、そのほか14件は改修となっている。</p> <p>改修については、賃貸物件などの内部を小規模保育事業所として改修整備するもので、そのうち9件が補助整備となっており、改修費用の一部を札幌市が補助するもの。その他の5件は自主整備で行う案件となり、2番の「小規模保育所 夢ふうせん」、3番の「スター保育園 南2条園」及び11番の「小規模保育事業所 mirea」は補助対象となる工事費用が少額のため自費で賄うという報告を受けている。5番の「北7条はな保育園」については予定している定員が12人であり、補助要件の19人と合致していないこと、12番の「りとるkid'sクラブ自衛隊前保育園」については、建築業者の選定方法について事業者の意向が、補助整備の場合に義務付けられている「入札による施工業者の選定」の条件に合致していないことから自主整備による応募となった。</p> <p>設置者については、株式会社が11件、合同会社が2件、特定非営利活動法人が1件、個人が1件となっている。</p> <p>定員は、5番の「北7条はな保育園」のみ12人で、そのほかは全て19人である。定員19人の施設について、9番の「西岡くりの木保育園」は0歳児が1人で、1・2歳が各9人となっており、他の施設は0歳児が3人、1・2歳児が各8人の内訳となっている。</p> <p>整備の概要について、11番は新築物件を賃貸、13番は建物を新築、他は既存物件の賃貸となる。2番、11番、13番、15番については、屋外遊技場を敷地内に整備する計画、そのほかの11件については、既存物件のため、敷地内に屋外遊技場を設けることは困難であることから、近隣の公園を代替園庭とする計画となっている。</p> <p>また、保育室等の設置階は、いずれも1階または2階までの低層階での設置となっており、2階に設置する事業所については、建物の耐火性能や避難経路などが基準を満たしていることを確認している。</p> <p>資料3-2は案件ごとの審査結果の詳細を記載している。</p> <p>「1事業計画との整合性」から「4運営」までの審査項目があり、すべての項目が基準を満たしている場合に、総合評価を「適」としており、今回の審査案件は15件いずれも「適」と判断しているところである。</p> <p>1番の「れいわ円山保育園」については、今年5月に設立した法人による整備だが、保育士経験37年の事業管理者予定者と準備を進めている。</p> <p>2番の「小規模保育所 夢ふうせん」については、工事期間が短くすむため令和2</p>
------------------------------------	--

年1月から開所予定となっている。

3番の「スター保育園 南2条園」については、事業者は企業主導型保育事業所3園を運営している。

4番の「新琴似ひいらぎ保育園」については、新規参入の株式会社だが、代表取締役は市内認可保育園での勤務経験の実績がある。

5番の「北7条はな保育園」については、個人立の事業所となるが、昨年度まで中央区内の小規模施設の運営をしていた方である。

6番の「木育こどもの家 白石園」については、保育室等を2階に設置することから、建物は耐火建築物とし、避難経路として退避上有効なバルコニーを設置、その他、転落防止設備等を設置することで安全対策をクリアしている。また、今回、他にもう1園の整備を予定しているが、両園の整備に必要な資金が準備されていることを確認している。

7番の「さくらいろ保育園」については、新規参入の株式会社だが、市内認可保育施設での勤務実績がある方が事業管理者となる予定である。

8番の「豊園よつば保育園」について、事業者は小規模保育事業所3園を運営している。

9番の「西岡くりの木保育園」については、新規参入の株式会社だが代表取締役が市内認可保育園での勤務経験などの実績がある。

10番の「まんまる保育園」については、今年5月に設立した法人による整備だが、代表取締役が市内認可保育園での勤務経験がある。また、保育室等を2階に設置することで必要な安全上の基準は満たしている。

11番の「小規模保育事業所 mirea」については、新規参入の株式会社だが、代表取締役が市内認可保育園での勤務経験がある。

12番の「りとる kid's クラブ自衛隊前保育園」については、事業者は事業所内保育事業1園、企業主導型保育所5園、認可外保育事業所5園を運営している。

13番の「ふれ愛澄川南保育園」については、記載のとおり、保育室等を2階に設置するため、安全対策上の基準をクリアしている。

14番の「木育こどもの家 藤野園」については、先ほど説明した6番と同じ法人による整備。

15番の「S. T. ナーサリー SCHOOL 手稲前田」については、事業者は小規模保育事業A型2園の運営をしているところ。

【主な委員意見・質問】

○応募法人について、どのような法人なのか。

→今回は、保育事業のために設立された法人が多い、各法人ごとに説明する。

1番の法人代表者は医師で、待機児童や自己の経験から保育事業への興味が強くなり保育事業を立ち上げたもの。

2番は市外で事業所内保育事業のほか、高齢者介護等の各種福祉事業を行っている法人である。

3番の法人は企業主導型保育事業所を運営しており、今回、認可の小規模保育事業も行いたいと応募した。

4番は長年保育士をしていた代表者が、自分で保育所を運営したいと会社を設立したものの。

5番は、昨年まで別の小規模保育事業所を運営していた方が、そちらの経営から離れ個人として応募したものの。

6番、14番は既に小規模保育事業所2園を運営しており、今回さらに2園の応募があったもの。

7番の法人は不動産業を本業としているが、設立時から法人の定款に保育事業を記載するなど、保育事業への関心が深く、今回応募に至った。

8番は小規模保育事業所3園を運営している法人から応募があったもの。

9番も不動産業を行っている法人だが、代表者が保育所で勤務していたことから独立したいとの構想があり、今回の応募になった。

10番も、長年保育士として勤務していた代表者が、自分でも保育所を運営したいと会社を設立して応募したものの。

11番は道外で認可外保育施設を運営している法人が、政令市で認可施設を運営したいと応募に至ったもの。

12番は認可外保育施設、事業所内保育事業所や企業主導型保育事業所を多数運営している法人である。

13番も企業主導型保育事業所、院内保育所の受託運営を多数行っている法人。

15番は今年4月、小規模保育事業所2園を開園した法人から、新たに1園開園したいと応募があったもの。

○図面を見ると、全般的に子供用のトイレの数が少ないと感じる、トイレトレーニングなどで頻繁にトイレを使用することもあると思うが問題ないのか。

→設備の基準ではトイレは1個以上を設置することとなっており、おおむね定員20名に1個とする取り扱いとなっている。また、大人用のトイレについても補助便器を付け、子どもが使用できるようにしている。

○トイレについて基準に合致していることは理解したが、可能ならば見直しを行ってほしい。このような意見があったことは事業者伝えてほしい。

→了解した。

○5番が個人立となっており、別の保育事業をしていたということだが、どのような経緯なのか。

→個人で長年に渡って保育事業所を運営していた方で、保育に関しては不安がないと考えている。運営していた小規模保育事業所が今年4月から法人化され、そちらの経営から退いたもの。

<p>4. 事業所内保育事業の整備計画及び認可について</p>	<p>○小規模保育事業所の正職員率を把握しているか。 →正職員か非正規の職員かというデータは持っていない。</p> <p>○市内の小規模保育事業所の入所率ほどの程度か。 →7月1日現在、全市の地域型保育事業全体で94.89%。参考までに、保育所では97.82%、認定こども園で102.91%、保育施設全体で98.71%となっている。 地域型保育事業の区ごとの内訳では、一番低い中央区が76.66%、一番高い南区が109.09%となっている。</p> <p>上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料4「事業所内保育事業の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>資料4-1について、今回の審査案件は1件。整備予定地は東区北49条東16丁目の病院内で、現在、認可を受けずに設置・運営している院内保育施設を認可の事業所内保育事業に移行させるもの。</p> <p>利用定員に関しては、事業所内保育事業は地域型保育事業の一つの形態のため、3号のみの定員となる。地域枠と従業員枠があるが、このうち事業計画に含まれる供給量は地域枠の定員のみとなっている。</p> <p>また、定員の合計が従業員枠を含め17名のため、利用定員19名未満の小規模型事業所内保育事業となり、小規模保育事業の認可基準が適用される。</p> <p>なお、施設整備を伴わず、既存施設をそのまま活用することから、本年11月に認可を受けて開園希望である。</p> <p>資料4-2で計画の概要について説明する。</p> <p>認可を受ける事業者は医療法人札幌ハートセンター札幌心臓血管クリニックからの運営委託を受けた、ベイセス株式会社となる。</p> <p>児童福祉法では、事業所内保育事業は「事業主自ら設置する施設」又は「事業主から委託を受けて実施する施設」と規定され、今回のケースでは「事業主から委託を受けて実施する施設」となることから、ベイセス株式会社が認可主体となり、当該法人について審査を行う。</p> <p>資金計画は認可に必要な資金を保有している。なお、今回の認可にあたって改修工事等は無く、施設をそのまま活用するため工事費がかからないことを確認している。</p> <p>屋外遊戯場については、近隣の栄町ゆうらく公園を代替園庭としている。</p> <p>また、調理室は事業所内には無いが、病院内の調理室で調理した給食を搬入する計画となっている。</p> <p>保育士は配置基準4人のところ、すでに5名を確保済みであり、連携施設につい</p>
---------------------------------	--

でも確保済みである。

以上、総合評価として「適」と判断し、整備計画に特段問題がないことを確認している。

【主な委員意見・質問】

○今現在の利用児童数は何人か。

→現在は3人が利用している。

○現在の3人に対して、従業員枠は12名ということだが希望者がいるのか。

→具体的な利用希望などは確認していない。認可を受けた場合、従業員枠の部分も公定価格の対象となるため、使いやすくなるとは考えている。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。